

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

- 一 政府は、老朽化等により保安上危険又は衛生上有害な状況にあるマンションの建替え等に関し、建物の区分所有等に関する法律第六十二条第一項に規定する建替え決議の要件を区分所有者及び議決権の各過半数に緩和すること、その建替えにより新たに建築されるマンションの容積率を緩和することその他のその建替え等を促進するための措置について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。　（マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律附則第四条第一項関係）
- 二 この法律は、公布の日から施行すること。　（附則関係）
- 三 その他所要の規定の整理を行うこと。

◎マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案新旧対照表
 ○マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十号）〔抄〕
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （検討）</p> <p>第四条 政府は、老朽化等により保安上危険又は衛生上有害な状況にあるマンションの建替え等に関し、建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第六十二条第一項に規定する建替え決議の要件を区分所有者及び議決権の各過半数に緩和すること、その建替えにより新たに建築されるマンションの容積率を緩和することその他のその建替え等を促進するための措置について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 政府は、前項に定めるもののほか、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>	<p>附則 （検討）</p> <p>第四条</p> <p>政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>